

確定申告（医療費控除）をされる方へ

～健保組合が交付する「医療費のお知らせ」を添付することにより、申告手続きが簡略化～

平成 29 年分の確定申告（医療費控除）から、健保組合が交付する「医療費のお知らせ」を添付することにより、「医療費控除の明細書」の記入を一部省略でき、領収書の添付も不要となりました。

※経過措置として、平成 31 年分まで従来どおり領収書の添付・掲示によることも可能

確定申告をされる方で、健保組合が交付する「医療費のお知らせ」が必要な場合は下記の方法により入手してください。

健保 HP に掲載の「医療費のお知らせ」を印刷して添付書類として提出することはできません。

確定申告を書面でされる場合

「医療費のお知らせ」を紙で発行しますので、保険証記号・番号・被保険者名・送付先を明記し、E メールにて kenpo@kenpo.shimadzu.co.jp 依頼してください。

健保からの交付時期は、2月中旬となります。

※2月中旬までに必要な方は、メールにてその旨お伝えください。その場合、平成 29 年 12 月診療分は「医療費のお知らせ」に掲載できませんので、ご自身で「医療費控除の明細書」に追記していただく必要があります。

確定申告を e-Tax でされる場合

現在システム改修中です。後日改めてご案内します。

「医療費のお知らせ」の掲載内容に関する注意事項

- ・公費負担医療・地方公共団体が実施する医療費助成を受けられている場合は、実際にご自身が負担された額と異なる場合がありますので、ご自身で額を訂正してください。
- ・柔道整復療養費等を受けられている場合は、施術所名を掲載していませんので、ご自身で補完記入してください。

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

医療費が 10 万円を超えない場合でも医療費控除の適用を受けられる場合があります。

詳しい内容については、税務署や国税庁 HP にてご確認ください。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問合せください。

私たちは「人と地球の健康への願いを実現する」企業の従業員です。そして自分自身の健康へ最大限の関心を持っています。

島津製作所健康保険組合